

資料編

1 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例

(平成 25 年9月 27 日条例第 30 号)

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議(以下「子育て支援会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)の規定に基づく市町村行動計画に関して審議し、意見を述べること。
- (5) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、意見を述べること。

(組織)

第3条 子育て支援会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 事業主
- (6) 労働者
- (7) 子どもの保護者
- (8) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て支援会議に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、子育て支援会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て支援会議の会議(以下この条及び第8条において「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て支援会議の庶務は、市民子育て部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則(略)

2 袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会設置要領

(設置)

第1条 一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施することを目的とし、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に基づく次世代育成支援行動計画を子育て応援プランとして一体的に策定するにあたり、検討及び調整を行うため、袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画策定に係る検討及び調整に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員会の委員長は、市民子育て部長をもって充てる。

3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民子育て部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年5月 28日から施行する。

(失効)

- 2 この要領は、令和7年3月 31 日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

- (1) 市民子育て部長
- (2) 企画政策課長
- (3) 財政課長
- (4) 職員課長
- (5) 資産管理課長
- (6) 防災安全課長
- (7) 市民協働推進課長
- (8) 健康推進課長
- (9) 地域福祉課長
- (10) 障がい者支援課長
- (11) 高齢者支援課長
- (12) 保育幼稚園課長
- (13) 商工観光課長
- (14) 都市整備課長
- (15) 土木管理課長
- (16) 土木建設課長
- (17) 教育総務課長
- (18) 学校教育課長
- (19) 生涯学習課長
- (20) スポーツ振興課長

3 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議委員名簿

任期:令和6年4月1日～令和7年3月31日

No	氏名	所属等
◎ 1	中島 緑	清和大学短期大学部
2	加藤木 好美	千葉県君津健康福祉センター地域保健課
3	高梨 勝智	木更津警察署 生活安全課
4	中村 和博	千葉県君津児童相談所
5	塚本 勝彦	袖ヶ浦市自治連絡協議会
6	本田 とよ子	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 民生委員児童委員
○ 7	齊藤 智枝	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
8	藤田 桂子	子ども発達支援センター たのしみ
9	大久保 和佳奈	NPO法人子どもるーぶ袖ヶ浦
10	杉谷 乃百合	子育て支援センターぱる(昭和保育園)
11	渡邊 政彦	袖ヶ浦市小中学校教頭会
12	神崎 保	袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園
13	武井 千尋	みどりの丘保育園
14	門井 祐介	放課後児童クラブ(有限会社すみれ福祉会)
15	大熊 賢滋	袖ヶ浦市商工会
16	細谷 由子	JAきみつ女性部袖ヶ浦支部
17	馬場 武敏	連合千葉南総地域協議会
18	大塚 紗代	保護者推薦委員
19	田畑 絢子	保護者推薦委員
20	佐藤 弘之	公募

◎:会長 ○:副会長

4 計画の策定経緯

年月日	策定経緯・検討事項
令和6年1月18日 ～1月31日	袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関するアンケート調査(ニーズ調査)の実施
5月20日	令和6年度 第1回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)子ども・子育て支援施策について (2)子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告について (3)その他
6月3日～7月5日	令和6年度子育てアンケート調査の実施 ※毎年度同時期に実施
7月23日	令和6年度 第1回袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会 (1)袖ヶ浦市子育て応援プランの策定について (2)子どもと子育て家庭を取り巻く状況について (3)子育て応援プランの進捗状況と今後の課題について
7月25日	令和6年度 第2回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)の進捗状況報告等について (2)私立幼稚園の新制度移行について (3)子育て応援プラン(第3期)の策定について
9月27日	令和6年度 第2回袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会 (1)次期計画の骨子案について (2)量の見込みについて (3)次世代育成支援行動計画事業作成について (4)その他
10月28日	令和6年度 第3回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)子育てアンケートの結果について (2)次期計画の骨子案について (3)次世代育成支援行動計画に係る計画事業について (4)教育・保育の量の見込み及び定員等の確保方策について (5)その他
11月12日	令和6年度 第3回袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会 (1)袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)(案)について (2)その他
12月18日	令和6年度 第4回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)(案)について (2)その他
12月21日 ～令和7年1月20日	袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)(案)に関するパブリックコメントの実施
2月26日	令和6年度 第5回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)パブリックコメントの結果について (2)特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について (3)その他

袖ヶ浦市
子育て応援プラン(第3期)
〔次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画〕
令和7(2025)年3月

発行 袖ヶ浦市

企画・編集 袖ヶ浦市 市民子育て部 子育て支援課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

TEL:0438-62-3286

FAX:0438-62-3877
